

## 全員協議会次第

令和2年11月17日  
全員協議会室 9:30～

1. 開 会 (9:30)  
落合事務局長

2. 挨拶  
井田議長

3. 協議事項  
(1) 公職選挙法の改正を受けた町の選挙公営条例について

4. 報告事項  
(1) 総務常任委員会  
(2) 議会広報広聴常任委員会  
(3) 議会運営委員会

5. その他

6. 閉 会 (11:08)  
小松副議長

令和2年11月17日(火)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員 久保健二  
議員 吉村美津子  
議員 細田三恵  
議員 菊地浩二  
議員 増田磨美  
議員 内藤美佐子  
議員 山口正史  
議長 井田和宏

議員 鈴木淳  
議員 桃園典子  
議員 林善美  
議員 落合信夫  
議員 本名洋  
議員 細谷光弘  
副議長 小松伸介

欠席議員

なし

説明者

総務課長 大野佐知夫  
総務課  
人権・庶務  
担当主幹 田中秀樹

総務課長 忠平 訓

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長 落合行雄  
事務局書記 山田亜矢子

事務局書記 小林忠之

---

◎開会の宣告

○事務局長（落合行雄君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。  
(午前 9時30分)

---

◎開会の挨拶

○事務局長（落合行雄君） 開会に当たりまして、井田議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（井田和宏君） おはようございます。

本日は早朝より、また12月定例会を間近に控え、明日、あさつてが一般質問の通告の提出日となっております。そういったお忙しい中、全員協議会ということでお集まりをいただきまして、ありがとうございます。

また、総務課長をはじめとする執行側の皆さんにおかれましては、本日も説明のためにお越しをいただきましてありがとうございます。よろしくをお願いいたします。

本当にコロナの感染者が拡大をしております。三芳町においても拡大傾向にあるのかなというふうに思っております。そういった中で、やはりこれ以上感染者が増えないことを祈るばかりでございます。

また、先週の金曜日、入間郡の町村議会議長会の役員会、それが行われました。入間郡といえば毛呂山町と越生町と三芳町、3町になるわけでございますけれども、役員会、会長会を開かせていただきました。いろんな情報交換をさせていただきました。それぞれの町の課題であるとか、議会の課題を話をさせていただきました。越生町さんにおいては、町長選と補欠選挙があるということで、補欠選挙においては、議員のなり手不足が心配だというお話もしておりました。また、毛呂山町さんにおいては、ここで議員全員にタブレットの貸与を始めたということで、ペーパーレス化に向けて歩みを始めたというか、一歩踏み出したという話をしておりました。ほかの町の議員さんとお話をすると、いろんなことを学ばせていただきますし、いろんな発見や気づきがあるのかなということも感じさせていただきました。入間郡、3つしかないのですけれども、今後、さらに情報交換を続けさせていただければなということも感じさせていただきました。皆様方におかれましては、やはりそういった、ほかの町の議員と話すことも大切かなと思っておりますので、そういった機会を積極的に捉えていただきたいというふうに思っております。

本日は、協議事項が1件ございます。その他報告事項、その他もございますので、スムーズな進行を心がけますので、皆様のご協力をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。本日もよろしくお願いいたします。

○事務局長（落合行雄君） ありがとうございます。

---

◎公職選挙法の改正を受けた町の選挙公営条例について

○事務局長（落合行雄君） それでは、協議事項に移りたいと思います。

進行につきましては、議長、よろしくお願いいたします。

○議長（井田和宏君） それでは、協議事項に移ります。飲料水の持込みと飲用を認めさせていただきます。協議事項の1番、公職選挙法の改正を受けた町の選挙公営条例について説明を求めたいと思います。総務課長。

○総務課長（大野佐知夫君） 皆さん、おはようございます。貴重な時間を取っていただきまして、ありがとうございます。

それでは、今、議長からお話がありました公職選挙法の改正を受けた町の選挙公営、公費負担ということでございます。条例について、その概要について説明をさせていただきます。こちらの用紙をよろしく願いいたします。これに基づきまして説明させていただきます。

まず、公職選挙法の一部を改正する法律でございますが、これが令和2年6月12日公布されたものでございます。これの背景としましては、全国町村会、それから全国町村議会議長会からの公営に関する要望が上がってきたという中で、国会議員発議により提出されたものと理解しておるところでございます。理由としましては、町村の選挙における立候補に係る環境の改善ということを経験しているものでございます。

この法律の概要でございますが、まず1として、町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大でございます。これは条例に定めることによって拡大をしてほしいということの内容でございます。まず、①でございますが、選挙運動用自動車の使用、それから②、選挙運動用ビラの作成、それから③、選挙運動用ポスターの作成、これらについては公営でやることのできる。条例に定めることによってやることのできるということになりました。

それから、(2)、町村議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布を解禁ということで、これが1,600枚まで、2種類まで可能ということで解禁されております。

それから、町村議会議員選挙における供託金制度の導入でございます。供託金の額は15万円でございます。供託金の没収点につきましては、現行の市議会議員選挙と同様と書いてございますが、有効投票数を議員の定数で割って、それを10で割った数値以上ということになります。それが没収点となります。

それから、(4)として、この法律の施行が、6月を経過した日ということで、令和2年12月12日から施行という形になっているところがございます。

この公職選挙法の改正を受けまして、町としましては、選挙管理委員会にこれらの状況についてお話をさせていただきまして、選挙管理委員会としても町の立候補者の環境改善を図って活発な選挙を望むということの中で、公平な選挙を実施していくことが必要だということの判断をいただきました。それを町長のほうにお話をさせていただいて、今回、条例の提案という運びになったところがございます。

それでは、この公職選挙法の改正の1の(1)の①、②、③についての公営について、今回の条例は定めおるものでございますけれども、その内容について説明をさせていただきます。

この額については、公職選挙法施行令に準じて、それぞれ公営とする限度額を規定するものでございます。

(1)、(2)の費用につきましては、施行令の限度額と同様の額となっております。

まず、(1)の選挙運動用自動車の使用でございますが、①、一般乗用旅客自動車運送事業者との契約をすることによって、1日6万4,500円の5日分が限度となっております。この契約をしないやり方につきましては、②、③、④を使うということになっております。まず、自動車の借入れ契約につきましては、1日1万5,800円の5日間、それから自動車の燃料供給契約、これが1日7,560円の5日間、これは1日7,560円が限度額ということではなくて、7,560円、5日分の3万7,800円を限度額とするものでございます。それから、④、自動車運転手の雇用契約、これが1日1万2,500円の5日間ということでございます。

す。

それから、(2)、選挙運動用ビラの作成でございますが、この額、単価が1枚当たり7.51円でございます。議員につきましては、最大1,600枚、町長につきましては最大5,000枚まで刷れるということになっております。

それから、(3)、選挙運動用ポスターの作成契約でございますが、これにつきましては公職選挙法施行令の限度額よりも減じておるところでございますが、これにつきましては国政選挙のポスターのサイズが市町村議会、町長選挙等におきましてはポスターのサイズが小さいということでもあります。サイズ的には75%小さいということもありましたので、町の判断としまして、これらの単価につきましては、まず1枚、施行令が525.6円のところを393.79円、75%にしております。それから、掲示場85プラスの企画費の23万2,875円でございますが、これにつきましては施行令のほうは31万500円でございます。この75%にさせていただきます。これらから算出した作成単価が3,134円でございます。

それから、②の作成枚数でございますが、掲示場が現在85か所ございますので、雨等で剥がれてしまう場合が考えられます。これにつきましては、貼り替え分として1.1倍を見まして94枚までは作成の費用を出すというような形にさせていただきます。これらを踏まえて、限度額としましては29万4,596円というものにさせていただきました。これらの額につきましては、前回の議会議員選挙の皆様の収支報告書、それから町の近隣の印刷業者の見積書、それから近隣市のこの公営費用の限度額等を踏まえて、今回提案をさせていただいたところでございます。

なお、これらの費用につきましては、公職選挙法の供託金制度ができた関係上から、没収点までいってしまった方につきましては公営はしないで返却をいただくと。返却というか、払わないということです。払わない形になるということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

今回提出しますこの条例案につきましては、議会のほうで議決をいただいた後、公布の日から施行しまして、公布日以降に告示される選挙から適用する予定でございます。

内容としましては以上でございます。

○議長（井田和宏君） ただいま協議事項の1番、公職選挙法の改正を受けた町の選挙公営条例についてということで説明をいただきました。この件に関しましては、12月定例会の議案第49号として上程される案件でございますので、今、説明をしていただいた内容で聞き漏らした点等があれば質問をお受けさせていただきます。挙手にてお願いしたいと思っております。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 質問ないようでございますので、以上とさせていただきます。

説明、ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

(午前 9時42分)

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

(午前 9時43分)

---

◎総務常任委員会

○議長（井田和宏君） それでは、協議事項が終わりましたので、報告事項に移りたいと思います。  
まず、総務常任委員会より報告を求めたいと思います。

久保委員長。

○総務常任委員長（久保健二君） おはようございます。

総務常任委員会からは、まず前回の全員協議会でも報告させていただいた点だけなのですが、12月1日開催予定でした定例会のほうは11月30日ということになりましたので、一応11月30日の開会日初日の終了後に火災時の避難訓練を行いたいというふうに思っております。その詳細につきましては、本日、この後、総務の委員会を開催する予定でありますので、そこで細かく進め方等については協議する予定であります。また、それに関しましては、事務局を通じてになるのかな、連絡のほうさせていただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

総務常任委員会からは以上となります。

○議長（井田和宏君） 今、総務常任委員長より報告がありました。この報告に対して質問があればお受けをしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） なしということですので、総務常任委員会からの報告は以上とさせていただきます。

---

◎議会広報広聴常任委員会

○議長（井田和宏君） 続きまして、議会広報広聴常任委員長より報告を求めます。

鈴木委員長。

○議会広報広聴常任委員長（鈴木 淳君） 鈴木です。

議会広報広聴常任委員会より、11月30日開会の定例会のポスターについてですが、作成いたしましたので、本日、皆様のレターケースのほうへ入れておくので、また町内掲示板、担当の掲示板のほうへの掲示をお願いいたします。

今回は、前回の議会日より言っていた開会日程がずれた関係もありますので、そういった意味で勘違いされる方が出まわらないように、できる限り早めの掲示をお願いいたします。

以上です。

○議長（井田和宏君） 今、議会広報広聴常任委員長より報告がありました。この報告に対して質問がある方はお願いしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 質問がないようですので、議会広報広聴常任委員長からの報告は以上とさせていただきます。

---

◎議会運営委員会

○議長（井田和宏君） 続きまして、議会運営委員会から報告を求めます。

菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 菊地です。たくさんありますので、1つずつ行きたいと思います。

まず、今、各委員長から話があったとおり、12月定例会なのですが、先月は12月1日に開会するというご報告申し上げましたけれども、期末手当の条例改正案があります。当初は12月1日でも条例改正は間に合うという執行部の説明があったのですけれども、判例もあって、12月1日では間に合わないということが分かりました。そのため、定例会の開会日を11月30日とすることになりました。ただ、前回報告したとおり、一般質問通告書の提出期限に関しましては、もう既に報告済みでしたので、これは変えずに、18、19日といたします。20日の日に議会運営委員会を開催するということになりましたので、ご承知おきいただきたいと思います。

そして、これに限らずなのですけれども、こういったことがありますので、特に新しい議員さん、覚えておいていただいて、もし今後、こういうことがあったら、12月1日、基準日では間に合わないということをよく覚えておいていただきたいと思います。受け継いでいただければ、今後こういったこともなくなるのかなというふうに思っていますので、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

まずは1点、以上となります。

○議長（井田和宏君） 今、議会運営委員長の報告がありました。この報告に対して質問がある方は挙手にてお願ひしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようでございますので、次の報告をお願いいたします。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 続きまして、意見書の審議方法についてです。

まだ、この件につきましては結論までは至っておりませんが、継続して審査中ということになります。ただ、決まったことに関しましてご報告を申し上げます。提出方法につきましては、これまでと同様といたします。その後、全員協議会で調整を行ってございましたけれども、今までは字句とか細かい、あまり深く突っ込んだ内容ではないところでの質疑応答をしておりましたけれども、今後は少し幅を広げて質疑可能とすることになります。この範囲につきましては、あくまで議長が判断するということが今なっております。

あと、本会議におきましては、討論を活用するということがお願ひしたいと思います。執行部につきましては、今、全員が退席をしておりますけれども、可能な限り出席をしていただくということになりました。この件に関しましては、執行部、町長側からもいろいろ提案というか、ありまして、基本的に時間等の問題というのもあるのかと思います。改善をしてほしいというような内容がありましたので、意見書について、議会運営委員会で、もう少しで最終のほうの判断になるかと思いますが、取りあえず12月定例会では、今申し上げたとおりのことで実践をしていただきたいと思います。そして、何かありましたら、また議会運営委員会で協議をして、改善するところは改善するということで、このまま進めるところは進めるというふうに決めていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

取りあえず、この点も以上です。

○議長（井田和宏君） 今、意見書について報告がございました。

この件について質問がある方は挙手にてお願ひしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、次の報告をお願いしたいと思います。

○議会運営委員長（菊地浩二君） では、議会発議に関しまして、議会というか、委員会、議会運営委員会で発議をすることになります。2本あります。詳細の議案書は、もう皆さんに配付されているとおりであります。

まず、1点目は、前回報告しましたとおり三芳町議会基本条例の改正となります。2点目につきましては、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例ということで、議員の期末手当を年4.5月から4.45月へと0.05月の減額をするものであります。これにつきましても、議会運営委員会、協議をいたしまして、特別職のほうでも減額の提案がなされます。特別職と同様に下げるといった意見とか、あと、当初、人事院勧告があつて、職員、特別職を下げるので、議会議員も同様に下げるべきと。そして、ほかの意見としては、三芳町の財政状況もあり、下げるのが妥当であるという意見もありましたところ、総意の賛成をもって0.05月の減額をすることになります。

今回の条例は、2条にわたって構成されています。1条では、既に6月で支給をしてしまっているの、その分、12月で0.05月を下げることになります。2条においては、4月1日からの施行ということになります。6月、12月で0.025月ずつ下げる。合わせて4.45月ということに改正する条例となります。この件につきましては、前回、期末手当を上げたときに質問等もありましたが、こういった上げる場合、下げる場合についても、執行部提案ではどうなのだろうかというところがありました。この件についての協議をいたしましたけれども、審議の中では、まず議会としての意思表示をするべきという話がありました。それと、あと執行部のほうで、上げる場合と下げる場合によっては、ちょっと対応が変わってくるのではないかという意見もありました。そういったこともあつて、結論には至っておりませんので、継続して、この件についても協議をするということになりました。なので、今のところ、まだ決まっておりますので、これまでと同様に議会からの発議をするということに決定をいたしました。

それと、この2本の発議に関しまして、順番につきましては、次回20日の議会運営委員会で決定をすることとなりますが、11月30日に発議するという事は決まっております。

この件についても以上となります。

○議長（井田和宏君） それでは、まず、委員会発議する期末手当の件について報告がありました。この件について、質問がある方は、上程される内容ですので、聞き漏らした点等についてでございますけれども、ありましたらお願いしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） そうしたら、次の報告をお願いしたいと思います。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 次で最後になります。これから12月定例会が始まるのですが、その先の話です。令和3年の3月定例会についての取りあえずの報告になります。

今、コロナウイルス感染症が拡大している状況なので、詳細はこれからになりますけれども、まず一つ、休日議会をどうするのかということが検討課題になります。令和2年の3月定例会で、初日に持ってきましたけれども、今後、これについては開会日にも影響してくるということで、休日議会をまずするか、しないかというところから協議をしていきたいと思っております。もしするのであれば、こういったタイミングであるかということも協議したいと思っております。休日議会に関しましては、12月中もしくは1月の早い段階までに決

めておかないといけないということになりますので、議会だよりの編集等にも影響すると思いますので、そういった方向性で結論づけていきたいと思います。

あと、もう一つ、予算特別委員会です。こちらにつきましては、決算のほうでは会期を1日延ばしたということもありますので、会期日程等も考えていきたいと思います。

そして、予算特別委員会での議会からの資料請求につきまして、今回も行うことになりますので、令和3年の1月19日が全員協議会の予定日となっていますので、その日までに各会派でまとめていただいて、議会事務局のほうに提出をしていただきたいと思います。内容としましては、昨年、今回の予算特別委員会やこの前の決算特別委員会でもいろいろ課題が見受けられたと思います。そういったことも踏まえて、資料請求のほうを項目を挙げていただきたいと思います。もう一度言いますが、1月19日までをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） 今、報告は、休日議会、予算特別委員会、資料請求について報告がありました。この件について質問がある方は挙手にてお願いをしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、休日議会、特別委員会、資料請求についての報告は以上とさせていただきます、議会運営委員会として報告は以上でございますか。

○議会運営委員長（菊地浩二君） はい。

○議長（井田和宏君） それでは、議会運営委員会の報告を閉じさせていただきます。  
報告事項は以上とさせていただきます。

---

#### ◎その他

○議長（井田和宏君） 次に、その他に移りたいと思います。

まず、その他、皆様のほうから何かございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 私のほうから1点ございまして、オンライン会議の件についてでございます。

前回の全員協議会のときには、各会派で意見をまとめていただきたいということで、今日お手元にまとめたものが配付をされていると思います。内容といたしましては、オンライン委員会の実施に伴う条例改正の必要性についてと、委員会をオンラインで実施する際の課題と考えられる点、2点について各会派において意見をまとめてきていただきました。

4会派からそれぞれ意見が出されていますけれども、1番目については、3つの会派で改正の必要があるということで意見をいただいております。輝さんだけが少し内容が、オンライン委員会の中身で改正するか、しないかを判断したらいいのではないかという意見が最後にありますけれども、3つの会派は改正が必要ということで、輝さんだけ少しニュアンスが違うのですが、この辺について何かご意見があればお聞きをさせていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

久保議員。

○議員（久保健二君） 久保です。

議員の中から、大体必要であればというようなこと、あと、やっぱり議決までするというのであれば、自然と条例改正というのが必要になってくるので、その場合は条例を改正しなくては仕方ない話なのということだったのですけれども、条例改正までしなくてもできるのであれば、今の段階ではそこまでという話もあったのですが、ただそこまで、条例改正をする、しないまでの協議がまだ進んでいないのではないかとというような意見も会派の中でありまして、その辺は、うちの会派の中にプロフェッショナルがいますので、いいですか、説明。私よりオンライン委員会に関して知識が豊富な議員がいますので、説明を菊地議員のほうからしていただきたいと思います。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

まだ、今のところ、やった状況が、みんなで接続したという状況しかないので、改正ありきという話ではないのかなというところ。まだほかにやることもあると思っていますので、最終的に改正するというのは必要かもしれないのですけれども、今はその段階ではないというふうに考えているところです。ほかにも解決しなければいけない問題がたくさんあると思っていますので。

取りあえず以上です。

○議長（井田和宏君） 久保議員。

○議員（久保健二君） 会派の中で、今、菊地議員のほうから大枠で話があったのですけれども、今回、試行で、例えばですけれども、議会でオンライン委員会というのを一度開催、試行的にはしたと思うのですが、そのときのアプリというのが、事務局のほうに確認をしたら、町が使っているアプリをそのまま今回は導入させていただいたということだったのですけれども、実際のところはそのアプリ自体もいろんな種類が、私、ちょっと、ごめんなさい、あまり知識ないのですが、あるそうで、その中にはやはり有料のアプリもあるということで、であれば議会費の予算の増額だとかというのも必要になってくるので、その辺も含めて、今後、まだ協議することがいろいろあるのではないかとということで、山積みだとか、そういうのを今回この中にも記載はさせていただいたような形にはなっております。

そのようなお話が会派の中で協議した結果、いろいろな内容の話が出てきたので、今回、ちょっと前回の会派に持ち帰って話し合ってくれとか、まとめてくれという内容とはちょっと異なった部分できた、その辺にあるので、その辺ご理解いただいた上で、今後ちょっと進めていただければなというふうには思います。

○議長（井田和宏君） 今、輝さんのほうから説明をしていただきましたけれども、必要であれば改正をすることもやむを得ないとか、それもいいけれども、その前に課題があって、やらなければいけないことがたくさんあるのではないかとのお話でございました。

確かにそうなのですけれども、ただ、改正をする、しない。改正ありきで話をしているつもりもないのですが、ただ、改正したほうが委員会が開催しやすいのではないかとという点もあって、そのようなことをさせていただきましたけれども、もう一つ、12月定例会にできれば上程をしたいということもございましたが、今の感じだと、12月定例会でこの委員会条例の改正というのはなかなか間に合わないということで、もう少し議論とか、試さなければいけないことであるとか、課題をもうちょっと明確にして皆さんで共有することも必要だというふうに思いますので、条例改正はその後でもいいのかなということを思いますので、で

ければ、もうちょっと皆さんで、こういったことが課題であるとか、試してみたいということがあれば、それを試して、そういった上で改めて皆さんで条例改正が必要だということであれば、条例改正のほうに進めていきたいというふうに思いますが、そういった流れの中で進めていきたいと思うので、それでよろしいでしょうか。そういった進め方で、今後の進め方として。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

3会派のほうからは、改正もしてきちっと、例えば12月議会の冒頭でも改正を、もしできるのだったら改正をして、このコロナ禍の中で、例えば議員の家族にコロナの感染者が発生した場合は、家族の場合は自宅待機になりますので、そういう場合、委員会をどうやって開くかとかという、そういうことも考えれば、私は早急にこれは進めていったほうが良いと思うのです。そういう思いで3会派の方々は、今、すぐ使うかどうか、分からないけれども、でもやっぱりちゃんとした準備は必要だよというのが読み取れるのです。輝さんのほうも、必要であれば、それは必要なのだという、そういう考えはお持ちである。その中で、先のほうに述べられているのが、委員会に関する事項なので、これをこういう形で決めていくのではなくて、きちっと議長のほうから、諮問をするというか、議会運営委員会で、これやりなさい、これちゃんと進めていきなさいという諮問をしていただいて、しっかり進めていかなければならないことではないかというふうにも思っています。全員協議会でこういう形で各会派から意見を集めて、1か所の会派から、こういうところに疑問があるみたいなことが出てきたにしても、やはりこれは進めていかなければならないという正副の思いがあるのであれば、しっかりと議会運営委員会に諮って、それで議会運営委員会の中で協議をしていただくということをやられたらどうかと思いますが、議長、いかがでしょうか。

○議長（井田和宏君） この委員会条例改正であるとか、委員会、議会運営に関することというのは、もちろん議会運営委員会の所管であるというふうに思いますので、改正するにしても、改正のための協議というのは議会運営委員会ですでにいただくことにはなろうかというふうには思っています。ただ、その前に、改正する以前の話として、もうちょっと皆さんで、課題であるとか、何かを共有したほうが良いのではないかという話の中で、こういった話をさせていただいたのですけれども、そうではなくて、今、内藤議員の話ですと、早急に、コロナの課題もあって、感染が拡大をしている中で、早急に進めるべきというお話であったというふうに思います。12月議会に間に合うのであれば、それはそうですけれども、今、私の認識としては、間に合わないというか、まだ議論が煮詰まらないというか、そういったことを感じたものですから、先ほどのような話をさせていただいたということでございます。

ほかに皆さんのほうからご意見ございますか。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

内藤議員の意見とほぼ同じです。条例改正して決めておいても、やる、やらないは、また別の話ですから、そんなの条例で幾らでもありますから、条例で決まっているもの、全部やれという話ではなくて、やるか、やらないかは、いろんな附帯的な要因が決まってからで別に構わないのですが、最初にできるようにしておく。その上で詳細な運用だとか、例えばオンライン会議をする、誰が決めるのかと。議長なのか、議運なのか、あるいは委員長なのか、その辺もまだ決まっていないので、条例で改正しておいて、できるようにし

ておいた上で細かいところは全部その後でやるべきだと思うのです。

今、ちょっと議長の話で分からなかった。12月議会に関しては間に合わないとか、今この時期ですから、あるかもしれないのですが、では、それはいつなのですかと。いつまでにやるのですかというのは分からないわけです。輝さんの、どこまで決まれば条例改正すべきというのは何も書いてありませんから、煮詰まるか、煮詰まらないかというのは、やっていくうちにだんだん変わっていくだろうし、どこまでをもって煮詰まったと判断するのは難しいと思うので、条例だけは改正しておいて、我々の考えとしては、やっていくうちに変わるのであれば、やっぱり変えていって、そのためには当初、我々の会派で提案したのは、当初要綱にしないで、要綱にしますと当然例規データベースにも載りますので、その前、取りあえずはすり合わせの段階では申合せ程度にしておいて、ある程度、煮詰まった段階で要綱にすべきではないかという提案もさせていただいているんですが、議長の今のお話だと、12月が駄目だということであれば、それは3月になるのか。それとも、もっと後になるのか。今、恐れられているのが、要するに、前からですが、インフルエンザとの状態でどうなるか分からないと。今、第3波、来ているのか、来ていないのか、はっきりしないところもあります。とにかく増加傾向にあって、これで例えば、12月は乗り切ったとして、1月に臨時会が必要になったりした場合にオンライン委員会は開けない、そこまでは。臨時会が1月にあって、そこで改正案を出すのだったら、それも可能でしょうけれども、それを逃すと次は3月ですよ。その間で、ちょっと第3波がもっと、いわゆるオーバーシュートが起こってしまったらどうするのかなと。取りあえずは条例改正をどこにするのか。もう少しはっきりしておかないと、12月が駄目だというのは、ちょっと時間がないのでというのは分かりますけれども、それ以外どうするのかと、ちゃんと方針を示しておかないとまずいと思いますが、以上です。

○議長（井田和宏君） 12月議会は、もう30日開会ということですので、この30日までの間にオンライン会議について協議を進めて、皆さんで合意を得るといのはなかなか時間的に難しいのかなということは感じました。ただ、今、お話があったように、コロナが感染拡大しているという中で、オンライン会議ができるようにしなければいけないということも感じています。ただ、協議の場は、改正をしなくても各委員会でするというふうに思いますので、そういったことをやりながらということも考えましたし、これはちょっと、私の考えたスケジュールでありますと、3月定例会に上程、できれば上程をしたいなということを考えておりまして、2月ぐらいまでに皆さんで、非公式ではありますがけれども、委員会等開催していただいて、そういったことをやっていただきながら、課題を皆さんで共有して、それをまた課題を解決していきながら、上程を3月にできればいいかなということは考えていましたけれども、それでは遅いということであれば、また違う方向も考えなければいけないということでもあります。今考えていたのは、そういったことでございます。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） うちの輝としましても、必要ないよと言っているわけではなく、ちょこちょこ、ちょこちょこ規則で足したりというのもあまりよくないと思うので、ある程度、もう少し皆さんでやってみて、実際の委員会方式とかやってみて、経験を積んでから条例。それは、例えば12月に間に合わないのだったら3月でもいいのですけれども、それまでにもっと、例えばこういう全協を月2回ぐらいにして、その後に皆さん、各会派室とか各部屋に分かれて、実際つなげて委員会形式で分かれてやってみるとか、そういうこと

をやったほうが、よりよい条例改正というか、何度も何度もその都度変更というのは必要なくなるのかなと思って意見を出したわけなので、そこのご理解だけはお願いしたいと思います。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

私もなるべく早い時期に条例改正、そのオンライン会議ができるようにするという事は、それは必要だと思いますが、前回のオンライン会議、取りあえず皆さんつなぐことができましたという、そこまでの段階であったと思います。もうちょっと試行して、さらにまだ課題も出てくるかもしれません。そこら辺を洗い出してからの条例改正や、その要綱策定とかというほうがいいのかというふうに思います。

○議長（井田和宏君） 今、2つ意見が出たと思うのです。条例改正をしておいて、体制を整えておいて、そこで委員会等をやっていきながら、課題等が見つければ、それもまた改正をしていくとか、練り直していくという方法と、ある程度、改正前までに課題等を見つけておいて、ある程度、課題をクリアにしておいて、そこが明確になった時点で改正をして、あまり改正をしないで要綱等を作成するみたいな、そういったご意見が二通りあったというふうに思いますけれども。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

やってみて課題を見つけるというか、やってみて、1回2回やったから課題が全て出てくるわけではなくて、やりながら、やはりそのときの状況によっていろんなことが分かってくるということもあると思います。ただ、大枠の条例だけは、オンライン会議を可とするということだけは先に決めておいて、あとはそこからいろいろ、採決までやらないものであっても、やってみる。そこから今度は課題を抽出していき、要綱や規則というのは、そのたびにやっぱり状況によって変わってくるものであるの、そこで改正はできると思うのです。ただ、大枠を決めておかないと何のために、課題を見つけて、その課題を解決して、その後、改正なんて言っていたら、いつまでたってもそこら辺は条例改正にまでつながらないのではないかとというふうに思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） 早めに体制を整えておいて、公式な委員会ができるようにということですよ。

二通り、今皆さんからご意見があったと思うのですけれども。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） ごめんなさい。私の認識が違っていたら申し訳ないのですけれども、委員会として、この条例改正について、委員会の部分で、必要なところというのは公式なものとするためということですよ。先ほど協議のほうは自由にできるというふうに議長からもお話がありましたが、公式にする必要というのは、議決を採らなければいけない、決定事項をしっかりと決めなければいけないから議決を採る必要があると思うのですけれども、そこに関しての条例改正というのが大きい趣旨なのか。それとも、公式での委員会をこういうふうに何度もやりましたという実績を積み上げるのが目的の、例えば出席要綱とか、それで公式な委員会と認定するというための条例改正なのか。要は議決を委員会として決定事項、オンラインでできるようにするための条例改正なのか。ただ単に協議する場、委員会でいろいろ話し合える場が公式なものというふうにすればいいのか。それについては、どちらまでを狙っているのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 委員会で、例えば表決をしなければいけない場面があったとしたら、それは条例改正がしていないとできないということです。ただ、協議の場だけですと、改正しなくても今の状況のままで協議の場は設けられるというふうに思っています。

山口議員。

○議員（山口正史君） ということは、協議であれば、条例改正しなくても、今、条例改正すべきと思っているのは、私は、その場に出席していないと出席議員とみなさないことになっているはずなので、つまり委員会は成立しない。まるっきり、つまりお話し合いの場であるのだったら、何も条例改正必要ないですよ。委員会として成立させてとなると、今のままではできないという認識で、そこは早くクリアすべきだというのが我々の見解で、その後、議決に関してどうするか。賛否をどういうふうにするのかということに関しては、今現在の段階ではまだ煮詰まってもいいですし、委員会によっても違うところも出てこないとも限らないので、それは別途、今後だけれども、とにかく委員会として協議の場が設置できない。正式な委員会として設置が、要するに認められないというところはクリアしておかないとまずいのではないかなという見解です。

○議長（井田和宏君） 協議の場はできる。ただ、それは非公式なもの。

〔「委員会じゃない」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 委員会ではないということです。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

私は委員会の委員長をやっているのですが、厚生文教常任委員会が始まったときに、最初に皆さんにお伝えしたのが、この委員会の権限というのがどういうところにあるのかという話をさせていただきました。新人の議員さんが多かったのです。その中で調査権というのがあるのだよということや、その調査権には法何条、ここには法第109条に基づく所管事務調査だとか、法律に基づいた調査権とか、そういうものがある中で、やはり議決をしないからといって、委員会というのはいつも議決するわけではないので、しっかりと、やはりオンラインでも成立するのだということを担保しておかないと、本当に何があるか分からない中で調査を続けていくということがやっぱりできなくなっていくかなというふうに思います。だから、早急にこれはやったほうがいいというふうに思っています。

以上です。

○議長（井田和宏君） 久保議員。

○議員（久保健二君） 久保です。

すみません。いろいろ各議員から意見が出ていましたけれども、私は今、議会運営委員会のほうの委員でもあるので、この協議に携わってはいるのですけれども、実際、うちの会派として、この条例改正は早めにやるというのは同じなのです。やっぱり改正をするべきであれば、先ほども申し上げたとおり、必要であればやはり早急にするべきだというのは同じ考えではあるのですけれども、ただ、その中身に関して、あまりにも協議ができていないので、そこら辺に関して、もう少し詰めて、なおかつ早急に条例改正が必要という判断が下されたのであれば条例改正という話をしなくてはいけないなというふうに思っているのですけれども、ただ、それは、ここで今ずっと話を聞いていて、全員協議会で協議するのは、いろんな意見、今聞いたと思うので、この後の話というのは議運のほうで早急にするものであれば、しなければいけないものであれ

ばしていただいて、条例改正、する、しないも含めて、この後の議運が20日の日に予定されていると思うので、そこでしっかりと、今、出た意見も含めて協議していただければ一番いいのかなと思うのですけれども。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 今、皆さんのお話を聞いていて、やはりそれぞれの考え、ちょっとずれがあるよなと思ったのが、今回のこの条例改正というのは、例えば12月にやろうとしていた部分は、議決、採決を採るところまで盛り込むのか。それとも、そこはまだ盛り込まずに、公式の委員会として協議ができるような場の設置をするための条例改正なのか。そうすると、公明党さんと、先ほどの三芳みらいさんの山口議員の意見とでまたずれが出てしまうと思うのです。そこも直さないで、みんなで一つのほうに向いていくときにずれが出てしまうのかなと思うのですけれども、どういう、どこまでをお考えだったのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 体制を整えていることでしたので、表決まで全てをできるような状態にしておくということで、初めは条例改正ということで考えておりました。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

前に事務局のほうで、要綱案というのを示してもらいましたけれども、私は正直言って、いいなというふうに感じました。直すところはあるにしても、いいなと思ったのです。委員会ですと、請願が出された場合に、委員の中で賛否という表決しなくてはいけないのです。そういったときに、やっぱり条例改正がなければ、それができなければ当然条例改正すべきです。だけれども、要綱でそれが済むのでしたら要綱でもいいのかなと思うので、その辺、前にも言いましたけれども、議長と副議長で、その辺、条例改正については何が必要なのか、調べておいていただければありがたいということで、ちょっとお話ししたのですけれども。ですから、やっぱり条例というのは町では最高級なものですから、作るのだったらきちっとしたものを作っていかなければならないと私は思っていますので、途中で変えればいいのか、そういうものではないと思っていますので、やっぱりそれについてはきちっとしてから作るべきだというふうに思います。

それから、各会派から様々な意見を書いていただきました。とても貴重な意見がたくさんあると思いますので、それらについても回答できるところは、文書でもいいから、例えば予算面とか出ていますけれども、もし分かれば、そういった面で回答があれば、私なんかも次の判断の一つとしてしやすいので、様々な経験をしながらやっていくことはたくさんあると思いますけれども、条例改正、それから要綱、その辺についてはきちっとしたものがないと、それから作るべきだというふうに思います。

○議長（井田和宏君） 今、久保議員からお話がありました。今後この協議の場をここ全協ではなくて議運でやったらどうかということで、そのとおりでというふうに思います。輝さんから出ている1番目の要否とその理由の中にもそのようなことが書かれているというふうに思います。議会運営委員会の所管として、会議の規則、委員会に関する事項ということが書かれておりますので、そういった意見がございましたので、今後、議会運営委員会のほうに、改正をするか、しないかも含めて協議をしていただくこととしたいと思いますが、菊地委員長のお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

こんな中途半端な形で投げ出されるのは嫌です。

○議長（井田和宏君） 久保議員。

○議員（久保健二君） 例えば、ちょっと参考に分かりやすいように説明させていただくと、うちの会派で出たのが、先ほどこっとアプリの話もさせていただいたのですけれども、それに、例えば表決までとした場合、この間の試行だと携帯でやられていたり、タブレットでやられて、パソコンをしっかりと用意されていた方、様々だと思うのです。ただ、そういった環境がしっかり整っているかどうかというのも、この15人しかいないのにもかかわらず、まだ調査もできていない。では、表決採ったときに、みんなが手を挙げているかどうかというの、携帯を持っている人というのは携帯をページをめくっていかないと手を挙げたかどうかも分からないし、間に合わなければ、賛否、どっちだったかも分からないような状況というのも考えられるので、最低でもそこら辺は調査した上で条例改正する、しないを進めるべきではないかというので、今回このような提案。だから、あくまで条例改正が必要ないと言っているわけでは、先ほどの鈴木議員からもあったように、全くそういう話ではないので、ただ最低限の調査なり確認なりはした上で進めてほしいというのが輝としての意見です。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 先ほど議会運営委員長からそういう話は受けられないみたいな、そのような発言があったのですけれども、議会運営委員会は議長の諮問委員会ですので、これは議長のほうから、これをやれと、そういうことがあれば、それはやらなければいけないのです。委員長が、これは自分の意見としてはやりたくないというのではなくて、議長のほうから諮問して、委員会の中で諮るということは大事だと思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 最初に議長が全員協議会で話し合いたいということで持ってきたわけです。ですから、途中でそういうふう投げかけるとするのは、もう少しまとめてからでないと、ちょっと無責任かなと思うのです。ですから、やっぱり私は、先ほど言ったように、こういったいろんな質問が出ていますので、それに対して、まず答えるような文書が欲しいということが一つ。

それから、さっき言ったように、条例改正するか、要綱にするかは、ある程度、事務局もその辺、分かっていますので、その辺、議長、副議長と事務局と相談して、先ほど言いましたように表決するためには条例改正ならば条例改正しなければならないのです。ですから、そのためには簡単なことです。賛否をするためにはどこを条例改正するか。その辺、もう少し打合せをして、それからまた投げかけてもらえればと思います。

○議長（井田和宏君） 今の意見は、協議は全協でやってという意見ですか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） それは議運で引き受けてくれればいいのかもしれないけれども、先ほど菊地議運委員長のほうでそう言っているわけですから、ちょっと急に今日投げかけるとするのは失礼だと思うのです。もう一回ぐらい全協でこの話をして、もう少し議長、副議長と事務局で、その条例改正についても、私は分かるというふうに思っていますので、その辺、もう少し調査していただいて、それでそういうものを持ってきて、それでもう一回みんなで議論して、それで議運に投げるかどうかはその次のときに決めてほしいと思

います。大体12月議会のところに持ってこようというのも無理があったわけですから、ですから臨時会に出すかどうかは今後ですけれども、その辺は私は調べられると思っているから、議長、副議長にお願いしたのですけれども、それをやっていただいてから、また提案していただきたいと思います。

○議長（井田和宏君） 久保議員。

○議員（久保健二君） もう今日はちょっとこの辺でいいかなという気がするのですけれども、先ほど議運の委員長のほうに議長のほうから今後の協議についてお願いして、あのような返答はありましたけれども、内容的にやはり、先ほど申し上げたとおり、ちょっと足りない部分というか、あと実際に全員が映るパソコンを持っているとか、持っていないとかというのもそうですし、最低限の必要なものと課題、あとこの間、試行やったときの検証というか、何が必要、課題、問題点としてというのもあると思うので、その辺、最低ここまでは調べておかなければいけないというものを、まずちょっと会派ごとでもいいですから、議長のほうからまとめなり何なりで出してもらって、最低こういうことを環境を整えた上で進めるためのベースというのですか、それをまずちょっと会派ごとでも何でも結構なので、各個人でも結構なので、必要なところ調べていただいた上で、例えば議会運営委員会をお願いして、最終的な協議をしてもらおうとかという形を取れば、恐らく菊地委員長のほうもまとめられると思うのですけれども、今のままだと中身が全然決まっていなくて、条例改正ありきで話をしてくれというような投げかけなので、恐らく中身もないのにできないよという話だと思うので、そこら辺、もう少し。先ほど言ったアプリも、今回のズームでよければそれでいいのですけれども、あのアプリよりこっちのほうがいいよとか、そういった調査とか確認というのもした上で議会運営委員会のほうに振ってもらえれば協議のほうが進められるのかなと思うのですけれども。

○議長（井田和宏君） 今の話ですと、これから調査する課題とそれぞれの議員の環境ということですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 暫時休憩します。

（午前10時31分）

---

○議長（井田和宏君） それでは、再開いたします。

（午前11時03分）

---

○議長（井田和宏君） 休憩中にオンライン会議についていろいろご意見をいただきました。

もう一回改めて通信環境であるとか、課題であるとか、あと要綱が以前に配られておりますので、要綱を修正する点等を会派の中でもう一回協議していただいて、次回、12月定例会中の全協でもう一回、この件について話をして検討課題を明確にして、その検討課題について議運のほうで協議を進めていただきたいというふうに思います。

山口議員。

○議員（山口正史君） 要綱の前のやつを改正するとかという話をいきなり出されたのだけれども、大前提として、ズームを使うということは大前提なのです。幾つか前提がないと、要綱の改正もしようがない、検討もしようがない。アプリによって変わってしまったりするものもあるわけです。そこはどう考えるべきなのか。そこをしておかないと、いきなり要綱を変えと言われても、ズームのケース、あるいは別なソフト

のケース、幾つもつくらなければいけない話になるとこれは不可能だと思うから、そこは決めておいてもらいたいところです。

○議長（井田和宏君） 今のところはズームを前提で考えていますけれども、今のところ。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 当然とは言っていないですけれども。

〔「今のところはズームを前提」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ズームで考えておりますけれども、それについてもご意見をいただければ。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） そうですね。正副議長でちょっとその会派で諮ってもらう点について協議をして、また皆さんのほうにお伝えをしますので、よろしいですか。

ちょっとその取りまとめってもらう期限については、後で皆さんの会派の代表者の方にお伝えをします。

ほかにこのオンライン会議の件について、皆さんのほうから何かございますか。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） ほかの市の条例を見ますと、オンライン会議システムを活用した会議というような形で、そのソフトについては、アプリについては言及していないで条例をつくっているところも多いので、先にそれをズーム限定だとか、ほかのやつにしてみると、お金がかかるものだと、また予算も引っ張ってこなければならぬし、そういった協議もしなければいけないというふうには思いますので、それありきなのかどうかというのはちょっとどうなのでしょう。

○議長（井田和宏君） 分かりました。

〔「会派で」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） そうですね。会派でまた、それも含めて協議をしてもらう。会派のほうに持ち帰っていただきたいということでございます。

よろしいでしょうか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、オンライン会議については以上とさせていただきます。

その他、皆さんのほうからございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） それでは、その他についても以上とさせていただき、次回は定例会中の全員協議会ということになります。

それでは、事務局のほうにお返しいたします。

---

#### ◎閉会の宣告

○事務局長（落合行雄君） 大変お疲れさまでございました。

閉会につきまして、小松副議長、よろしくお願ひいたします。

○副議長（小松伸介君） 皆様、早朝から全員協議会ということで、大変お疲れさまでございました。

明日、あさってが一般質問の通告ということで、皆さんお忙しいと思います。本当に日々寒くなってきて

おりまして、体調を崩しやすい時期でございますので、皆さんご自愛いただきまして定例会に臨んでいただきたいと思います。

本日は大変にお疲れさまでした。

(午前11時08分)